

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第四号

県 立 学 校

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県立学校文書管理・公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県立学校文書管理・公印規程（平成十三年埼玉県教育委員会教育長訓令第六

号）の一部を次のように改正する。

第三十条に次の一号を加える。

三 法令等に起算日の定めがある文書等 当該起算日

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。